

入札公告

県営住宅管理システム運用保守等委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 6 日

高知県知事 濱田 省司

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅管理システム運用保守等委託業務
- (2) 役務の特質等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
高知市内
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年高知県告示第 638 号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体において、過去 2 年以内に当業務に類するシステムの開発又は運用保守について契約の実績があること。
- (5) この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までに、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規

定」(平成23年高知県訓令第1号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

- (6) 契約を完全に履行する経験及び能力を有する者であること、又は、経験及び能力を有する常勤の技術職員を雇用していることを証明し、かつ、障害発生時に迅速に対応できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県土木部住宅課
電話番号 088-823-9855
- (2) 入札に関する様式等の交付方法
令和8年3月6日(金)から令和8年3月24日(火)まで
高知県住宅課HP上からダウンロードで交付する。

4 競争入札執行の場所等及び日時

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書(案)等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書の記載内容等
 - ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (ア) 入札書提出年月日
 - (イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び会社印・代表者印の押印(外国人の署名含む。以下同じ)
 - (ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印
 - (エ) 入札金額
 - (オ) 契約件名又は対象
 - イ 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない

い。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月25日（水）午後1時30分

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県庁本庁舎 7階 高知県建築課分室（7階東）

(3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金に関する事項

免除（高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第10条第2号の規定による。）

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札に関する事項

開札は、4の(2)のエの日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこととする。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札を行う。

8 落札者の決定に関する事項

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、4の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約保証金に関する事項

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

10 契約書の作成に関する事項
要

11 契約条項に関する事項
別添契約書（案）のとおり

12 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した役務と同種類かつ同規模の契約実績があること、契約を完全に履行する経験及び能力を有する者であること、又は経験及び能力を有する常勤の技術職員を雇用していること、及び、障害発生時に迅速に対応できる体制が整備されていることを証明する書類を 13 の要領で提出しなければならない。開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

13 本件入札に関して提出する書類

(1) この入札公告に示した役務を履行することができることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和 8 年 3 月 16 日（月）までに 3 の（1）の場所に提出し、審査を受けること。

「契約実績証明書」 1 部

「実務経験証明書」 1 部

「保守等体制図」 1 部

「契約履行誓約書」 1 部

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

14 関係書類の閲覧

県営住宅管理システムに係る下記の書類を、3 の（1）の場所において、令和 8 年 3 月 24 日（火）まで閲覧に供する。

「運用保守マニュアル（ドキュメント）」

「システム操作マニュアル」

15 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 令和8年度高知県当初予算が提案どおりに議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがある。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。